⑵ 「連帯保証人」は原則必要

○借受人と連帯して債務を負担する方を「連帯保証人」といいます。「連帯保証人」は、借受人及び連帯借受人と別生計、別世帯であり、借受人に代わって返済する能力がある方です。

○「連帯保証人」は返済終了まで変更できません。

資金種類および利用目的	「連帯保証人」の必要性
福祉資金福祉費 （下記以外の経費）	原則として必要です ただし、立てられない場合は有利子での貸付となります。
福祉資金福祉費 （技能習得に必要な経費） （就職の支度に必要な経費）	原則不要です ただし、世帯の収入状況が不確かな場合に必要です。

〔連帯保証人の要件等〕

65歳未満であり、低所得世帯の収入基準以上の収入がある別世帯の人

（要件を満たす人がいない場合はご相談ください）

○現在、社会福祉協議会が債権者である貸付制度*で資金を借り入れている方及びその世帯員は、連帯保証人になることはできません。

○現在、社会福祉協議会が債権者である貸付制度*で連帯保証人になっている方及びその世帯員は、原則として新たに連帯保証人になることはできません。

○現在、社会福祉協議会が債権者である貸付制度*で連帯保証人になっている方及びその世帯員は、新たな貸付の借受人になることはできません。

＊不動産担保型生活資金、受験生チャレンジ支援貸付事業、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業を除く。

⑶ 「連帯借受人（決定までは連帯借入申込者、以下同じ）」が必要な場合

○借受人と連帯して債務を負担する家族・親族を「連帯借受人」といいます。

○資金種類や利用目的、借受人の年齢や収入状況により、「連帯借受人」が必要となります。

資金種類および利用目的	「連帯借受人」の必要性及び要件
福祉資金福祉費 （下記以外の経費）	〔必要性〕原則不要ですが下記の場合に必要です ○借受人が65歳以上の場合 ○借受人の収入状況から償還の見込みが不確かな場合 ○負傷又は疾病の療養に必要な経費について、借受人が休職中の場合や、生活費の貸付が必要な場合 ○生業を営むために必要な経費について、新規創業の場合 〔要件〕※借受人が65歳以上の場合は、原則65歳未満 ○同一世帯の家族で収入のある人 ○それが困難な場合は本資金について理解して返済に協力してくれる別世帯の親族
福祉資金福祉費 （技能習得に必要な経費） （就職の支度に必要な経費）	〔必要性〕連帯借受人が必須です 〔要件〕 ○原則として、資金使用者（修学者等）の世帯の生計中心者に連帯借受人になっていただきます。 ○生計中心者が東京都外に居住している場合は、原則としてその地域でご相談ください。